

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 入出港関係	第1章 入出港関係
第1節 入港手続	第1節 入港手続
<p>（旅客及び乗組員に関する事項の訂正等）</p> <p>1 - 2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港前統一申請呼出し」業務又は「入港前統一申請B呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合</p> <p>機長に対し、「旅客氏名表報告呼出し」業務及び「乗組員氏名表報告呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、監視担当部門にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>（入港届等の訂正等）</p> <p>1 - 5 船長又は機長が、この節1 - 3の規定により提出した入港届及び船用品目録の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港届等B呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、この節1 - 3の規定により提出をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合</p> <p>機長に対し、「入港届呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシ</p>	<p>（旅客及び乗組員に関する事項の訂正等）</p> <p>1 - 2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港前統一申請呼出し」業務又は「入港前統一申請B呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しについてはあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）に申し出た上で、行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合</p> <p>機長に対し、「旅客氏名表報告呼出し」業務及び「乗組員氏名表報告呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しについてはあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門に申し出た上で、行うことを求めるものとする。</p> <p>（入港届等の訂正等）</p> <p>1 - 5 船長又は機長が、この節1 - 3の規定により提出した入港届及び船用品目録の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港届等B呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しについてはあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）に申し出た上で、行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合</p> <p>機長に対し、「入港届呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシ</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。 <u>なお、取消しを行う場合には、監視担当部門にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</u></p>	<p>システムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。 <u>なお、取消しについてはあらかじめ監視担当部門に申し出た上で、行うことを探めるものとする。</u></p>
<p><u>（外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告）</u></p> <p><u>1 - 6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第15条第13項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第14項前段又は法第15条の3第5項前段、第20条第4項前段若しくは第20条の2第5項前段の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>（外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の訂正等）</u></p> <p><u>1 - 7 運航者等が、前項の規定により報告した事項の訂正又は取消しを行う場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</u> <u>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
(別表) 【通関・収納・評価・関税監査官・通関業監督官関係】	(別表) 【通關・收納・評價・關稅監査官・通關業監督官關係】																
<table border="1"> <tr> <td>手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>疑義貨物点検申請</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td><u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、回答期限延長願の提出（輸出）</u></td><td> <u>関令第62条の2第1項、第2項</u> <u>関基69の3-1-3(1)、(2)</u> <u>関基69の3-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u> </td></tr> <tr> <td><u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、争う旨の申出、回答期限延長願 の提出（輸入）</u></td><td> <u>関令第62条の16第1項、第2項、第 4項第5号</u> <u>関基69の12-1-3(1)、(2)、(3)</u> <u>関基69の12-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u> </td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	疑義貨物点検申請	(省略)	<u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、回答期限延長願の提出（輸出）</u>	<u>関令第62条の2第1項、第2項</u> <u>関基69の3-1-3(1)、(2)</u> <u>関基69の3-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>	<u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、争う旨の申出、回答期限延長願 の提出（輸入）</u>	<u>関令第62条の16第1項、第2項、第 4項第5号</u> <u>関基69の12-1-3(1)、(2)、(3)</u> <u>関基69の12-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>	<table border="1"> <tr> <td>手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>疑義貨物点検申請</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	疑義貨物点検申請	(省略)	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
手続名称	根拠法令等																
疑義貨物点検申請	(省略)																
<u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、回答期限延長願の提出（輸出）</u>	<u>関令第62条の2第1項、第2項</u> <u>関基69の3-1-3(1)、(2)</u> <u>関基69の3-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>																
<u>認定手続における証拠の提出、意見の 陳述、争う旨の申出、回答期限延長願 の提出（輸入）</u>	<u>関令第62条の16第1項、第2項、第 4項第5号</u> <u>関基69の12-1-3(1)、(2)、(3)</u> <u>関基69の12-1-4(3)イ、ロ</u> <u>関基69の12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)</u>																
手続名称	根拠法令等																
疑義貨物点検申請	(省略)																
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																